

## 鳥取労働局職員【臨時の任用職員】募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響等が、未だ経済活動に影響を及ぼしている中、国民の雇用を守り抜くために、都道府県労働局等の人員・組織体制の抜本的充実・強化業務の実施に必要な能力を有する方を募集します。

### 1 職種

鳥取労働局の任期を定めた常勤職員

### 2 業務内容

鳥取労働局職業安定部における次の（1）及び（2）の業務

- (1) 雇用安定事業等に関連する業務
- (2) 助成金等の支給業務及びその他関連する業務

### 3 募集人員

1名

### 4 応募資格

#### （1）以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用安定事業等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

#### （2）以下に該当する方は応募できません

① 日本国籍を有しない方

② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者

- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者  
(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 5 採用方法

選考による採用となります。

また、国家公務員法第 60 条第 1 項に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和 8 年 9 月末日までとなります。ただし、令和 9 年 3 月末まで更新可能。

## 6 採用日

令和 8 年 4 月 1 日（水）予定

## 7 勤務地

鳥取労働局職業安定部（鳥取市富安 2 丁目 89-9）

## 8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

## 9 身分及び待遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

## 10 応募方法

### （1）履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。

履歴書の右上の余白部分に臨時的任用職員と記載し、写真を添付の上、学歴、職歴及び資格等の事項について、詳細に記載してください（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細に記載してください。）

### （2）論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

### 【課題】

「雇用関係助成金にかかる効果的な不正受給防止策及び不正受給調査について述べよ」

※ 文字数 800 文字程度

※ 論文様式については、鳥取労働局ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

### 【掲載場所】

鳥取労働局ホームページ>ニュース & トピックス>重要なお知らせ>鳥取労働局職員の任期付任用職員選考採用試験実施のお知らせ>論文様式

#### (3) 応募先

(1) 及び (2) を 1 つの封筒に同封し、鳥取労働局総務部総務課人事係宛て簡易書留にて郵送（持参も可）してください。宛先は下記 13 のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますのでご了承ください。

#### 1 1 応募期限

令和 8 年 2 月 6 日（金）（必着）（持参の場合は当日 17:00 まで）

※ ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただきますのでご留意ください。

#### 1 2 選考方法

##### 【第 1 次選考】

(選考内容)

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第 1 次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表予定)

令和 8 年 2 月 16 日（月）発送予定

通過したか否かに問わらず全員に通知文を郵送します。

なお、1 次選考通過者には 2 月 16 日（月）に一先ず電話連絡します。

##### 【第 2 次選考】

(人物試験（個別面接）)

人物試験による審査

試験日は、令和 8 年 2 月 20 日（金）で実施。

(詳細な時間及び場所等については、第 1 次選考通過者宛てに通知します。)

(合格者発表)

令和8年2月24日（火）発送予定

合否に關わらず第2次選考の対象者に通知文を郵送します。

なお、合格者には2月24日（火）に一先ず電話連絡します。

13 応募等に関する照会先

鳥取労働局総務部総務課人事係（担当：徳重、大谷）

〒680-8522

鳥取市富安2丁目89-9

電話：0857-29-1700（代表）

(別紙)

### 給与等について

- 1 紹介は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給(いわゆる基本給)及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます(27万円～35万円程度。一般的な例)。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。  
扶養手当…扶養親族にある者に、子1人につき 13,000 円等  
住居手当…借家等(賃貸のアパート等)に住んでいる者に月額最高 28,000 円  
通勤手当…交通機関を利用している者等に、運賃等相当額(1か月あたり最高 150,000 円)  
期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス)…1年間に俸給等の約 4.65 か月分(令和7年度実績)